

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件 (閣

条第一一号) (衆議院送付) 要旨

一九七六年 (昭和五十一年) に東南アジア諸国連合 (以下「ASEAN」という。) 加盟国が締結した東南アジアにおける友好協力条約 (以下「TAC」という。) は、いわゆる「設立条約」を有しないASEAN加盟国にとって相互の友好関係に法的基礎を与える基本文書のひとつと認識されてきた。

ASEANが東アジアにおける地域協力の中心的存在として、東南アジア以外へのアウトリーチ活動を活性化させるに伴い、TACへの域外国の加入手続が整備されたが (我が国は二四年 (平成十六年) に加入)、TACへの加入を希望する欧州連合の加入を可能とするためには、TACの更なる改正が必要とされた。

この議定書は、二一年 (平成二十二年) 七月にハノイで開催されたASEAN関連外相会議において作成されたものであり、TACの締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定めるものである。